



島根県報

平成16年10月12日 (火)
号外第 112 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

条 例

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(総務課)	11
寒冷地手当の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	(人事課)	12
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	14
島根県核燃料税条例	(税務課)	15
島根県立しまね海洋館条例の一部を改正する条例	(地域政策課)	17
島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条例	(情報政策課)	19
島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	19
島根県立県民会館条例の一部を改正する条例	(文化振興課)	22
島根県立美術館条例	(")	25
島根県芸術文化センター条例	(")	29
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例	(景観自然課)	36
ふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例	(")	41
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課)	42
島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	44
公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例	(薬事衛生課)	47
島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例	(林業課)	51
島根県立宍道湖自然館条例の一部を改正する条例	(水産課)	51
島根県立産業交流会館条例	(商工政策課)	53
島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例	(産業振興課)	58
島根県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	(港湾空港課)	60
島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	62
島根県立武道施設条例の一部を改正する条例	(保健体育課)	67
島根県立体育施設条例の一部を改正する条例	(")	69
島根県立ライフル射撃場条例の一部を改正する条例	(")	72
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	(生涯学習課)	74
島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部を改正する条例	(文化財課)	74
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	77

公布された条例等のあらまし

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

1 条例の概要

- (1) 実施機関は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならないこととした。(第9条の2第1項関係)
- (2) 実施機関から公の施設の管理を行わせることとされた指定管理者は、個人情報を適正に取り扱わなけれ

ばならないこととした。(第9条の2第2項関係)

- (3) 指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととした。(第9条の2第3項関係)

- (4) 島根県花振興センター条例の一部改正(附則第2項関係)

- (5) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

寒冷地手当の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第43号)

1 条例の概要

- (1) 寒冷地手当を廃止することとした。

- (2) 改正を要する条例

- ア 特別職の職員の給与等に関する条例
- イ 職員の給与に関する条例
- ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- エ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- オ 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- カ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例
- キ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ク 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ケ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

- (3) 経過措置

平成16年度においては、現行規定の2分の1の額を支給することとした。

- (4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 条例の概要

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴う手数料の新設及び廃止(別表10の2の項・12の2の項関係)

- ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料

引取業者及びフロン類回収業者の登録及び登録の更新事務に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
引取業者の登録を受けようとする者	4,000円
引取業者の登録の更新を受けようとする者	3,500円
フロン類回収業者の登録を受けようとする者	5,000円
フロン類回収業者の登録の更新を受けようとする者	4,000円

- イ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料

第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録及び登録の更新事務に係る手数料の廃止

- (2) 薬事法の改正に伴う同法関係手数料の新設(別表30の項関係)

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売業又は賃貸業の許可事務に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を受けようとする者	29,000円

2 施行期日

1の(2)については平成16年11月1日から、1の(1)については平成17年1月1日から施行することとした。

島根県核燃料税条例(条例第45号)

1 条例の概要

(1) 課税の根拠

地方税法第4条第3項の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課することとした。(第1条関係)

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。(第3条関係)

(3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、課税客体は発電用原子炉への核燃料の挿入とすることとした。(第4条関係)

(4) 課税標準

課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とすることとした。(第5条関係)

(5) 税率

税率は、核燃料の価額の100分の10とすることとした。(第6条関係)

(6) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によることとした。(第7条関係)

(7) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日とすることとした。(第8条関係)

(8) 経過措置

この条例は、施行の日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の同日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこととした。(附則第2項関係)

(9) 税率の特例

施行の日から平成19年3月31日までの間に行われる発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課する核燃料税の税率は、100分の12とすることとした。(附則第3項関係)

(10) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有することとした。(附則第4項関係)

2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

島根県立しまね海洋館条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 条例の概要

(1) 島根県立しまね海洋館の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第3条関係)

(2) 指定管理者の業務の範囲、指定の方法及び管理の基準を定めることとした。(第4条 - 第15条・第17条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 条例の概要

島根県立高度情報化センターの管理を公共的団体に委託することができる規定を削除することとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 条例の概要

(1) 島根県立男女共同参画センターの管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第4条関係）

(2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めることとした。（第5条 - 第14条・第19条関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立県民会館条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 条例の概要

(1) 指定管理者制度の導入

ア 島根県立県民会館の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第3条関係）

イ 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めることとした。（第4条 - 第13条・第15条・第16条・第18条・第19条・第21条関係）

(2) 利用料金制の導入（第14条関係）

ア 島根県立県民会館の施設及び設備の利用許可を受けた者は、指定管理者に対して利用料金を支払わなければならないこととした。

イ 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させることとした。

ウ 利用料金は、所定の基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とすることとした。

(3) 休館日を毎月第2月曜日及び第4月曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までとすることとした。（第11条関係）

(4) 島根県立石西県民文化会館の管理については、改正前の条例の規定を適用することとした。（附則第5項関係）

(5) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立美術館条例（条例第50号）

1 条例の概要

(1) 島根県立美術館の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第4条関係）

- (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めることとした。(第5条 - 第14条・第20条・第22条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとした。

島根県芸術文化センター条例(条例第51号)

1 条例の概要

- (1) 島根県芸術文化センター(以下「センター」という。)を益田市に設置することとした。(第2条第1項関係)
- (2) センターは、次に掲げる施設をもって構成することとした。(第2条第2項関係)
 - ア 島根県立石見美術館(以下「美術館」という。)
 - イ 島根県立いわみ芸術劇場
- (3) 指定管理者制度の導入
 - ア センターの管理を、法人その他の団体であつて知事及び教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第5条関係)
 - イ 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めることとした。(第6条 - 第11条・第14条・第15条・第17条・第18条・第23条・第24条関係)
- (4) 開館時間等
 - 午前9時から午後10時まで(美術館の利用時間は、午後5時30分まで)とすることとした。(第12条関係)
- (5) 休館日(第13条関係)
 - ア 毎月第2月曜日及び第4月曜日(美術館にあつては、毎週月曜日)
 - イ 12月30日から翌年の1月3日まで
- (6) 利用料金制の導入(第16条・別表第1関係)
 - ア センターの施設及び設備の利用許可を受けた者は、指定管理者に対して利用料金を支払わなければならないこととした。
 - イ 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させることとした。
 - ウ 利用料金は、次に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とすることとした。
 - (ア) 大ホール等

区 分			基 準 額					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
大ホール	1階席 及び2 階席	平日	円 30,640	円 40,860	円 51,070	円 61,290	円 81,720	円 102,150
		土、日曜日 及び休日	36,760	49,030	61,280	73,540	98,060	122,580
	1階席	平日	20,430	27,240	34,050	40,860	54,480	68,100
		土、日曜日 及び休日	24,510	32,680	40,860	49,030	65,370	81,720

小ホール	平日	8,170	10,890	13,620	16,340	21,790	27,240
	土、日曜日 及び休日	9,800	13,060	16,340	19,600	26,140	32,680
スタジオ 1		4,620	6,160	7,700	9,240	12,320	15,410
スタジオ 2		950	1,270	1,590	1,900	2,540	3,180
大ホール大楽屋 1		2,070	2,760	3,460	4,150	5,530	6,920
大ホール大楽屋 2		2,070	2,760	3,460	4,150	5,530	6,920
大ホール中楽屋 1		830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール中楽屋 2		830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール中楽屋 3		830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール中楽屋 4		830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール小楽屋 1		580	780	970	1,170	1,560	1,950
大ホール小楽屋 2		580	780	970	1,170	1,560	1,950
小ホール中楽屋 1		760	1,010	1,270	1,520	2,030	2,540
小ホール中楽屋 2		760	1,010	1,270	1,520	2,030	2,540
小ホール小楽屋 1		580	780	970	1,170	1,560	1,950
小ホール小楽屋 2		580	780	970	1,170	1,560	1,950
多目的ギャラリー		3,830	5,110	6,390	7,670	10,220	12,780

(イ) その他

区 分	単 位	基準額
屋外施設	1 平方メートルにつき 1 日までごと	7円

(7) 観覧料 (第20条・別表第2・別表第3関係)

ア 常設展及び企画展

区 分		観覧料の額 (1人1回につき)	
		個人の場合	団体 (20人以上の場合をいう。) の場合 その他教育委員会規則で割引制度に 該当する場合
常設展	大学の学生又はこれに 準ずる者	200円	160円
	その他の者	300円	240円
企画展		その都度教育委員会が定める額	

イ 年間観覧料

区 分	年間観覧料 (同一人が1年間に常設展又は企画展を観覧する 場合の観覧料) の額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の 生徒又はこれらに準ずる者	1,500円以内で教育委員会が定める額
大学の学生又はこれに準ずる者	3,000円以内で教育委員会が定める額
その他の者	5,000円以内で教育委員会が定める額

(8) センターの運営に関しセンター長の諮問機関としてセンター協議会を設置することとした。(第28条関

係)

- (9) 観覧料の徴収を免れた者については、5万円以下の過料を科することとした。(第30条関係)
 (10) センターは、知事が別に定める日から供用を開始することとした。(附則第4項関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(条例第52号)

1 条例の概要

(1) 指定管理者制度の導入

- ア 島根県立三瓶自然館及びその附属施設(以下「自然館等」という。)の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第5条関係)
 イ 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。(第6条・第15条・第17条・第18条・第20条・第21条・第23条関係)

(2) 利用料金制の導入(第16条関係)

- ア 自然館等の施設及び設備の利用許可を受けた者又は展示物等を観覧する者は、指定管理者に対して利用料金又は観覧料を支払わなければならないこととした。
 イ 利用料金及び観覧料は、指定管理者にその収入として収受させることとした。
 ウ 利用料金及び観覧料は、所定の基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とすることとした。

- (3) 島根県立三瓶山北の原野営場(以下「野営場」という。)を島根県立三瓶自然館の附属施設として設置することとした。(第4条関係)
 (4) 野営場において禁止行為をした者に対しては、5万円以下の過料に処することとした。(第26条関係)
 (5) 島根県立三瓶山北の原野営場条例を廃止することとした。(附則第2項関係)
 (6) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

ふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例(条例第53号)

1 条例の概要

(1) 引用する法律の題名の改正(第24条関係)

改正前	改正後
都市緑地保全法	都市緑地法

(2) その他規定の整理

2 施行期日

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 条例の概要

- (1) 島根県立総合福祉センターの管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第4条関係)
 (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。(第5条・第14条・第19条関係)
 (3) 島根県立母子福祉センター条例を廃止することとした。(附則第2項関係)

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。
島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 条例の概要

- (1) 島根県立はつらつ体育館の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第3条関係）
- (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。（第4条 - 第14条・第19条・第20条関係）

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。
公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 条例の概要

(1) 公衆浴場法施行条例

- ア 構造設備に係る衛生措置の基準を定めることとした。
- イ 衛生措置の基準（アに掲げるものを除く。）を定めることとした。

(2) 旅館業法施行条例

- ア 構造設備の基準を定めることとした。
- イ 衛生措置の基準を定めることとした。
- ウ その他規定の整理

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のア及び(2)のアについては、平成17年7月1日から施行することとした。

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 条例の概要

- (1) 島根県立ふるさとの森の管理を公共団体等に委託できる規定を削除することとした。
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立宍道湖自然館条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 条例の概要

(1) 指定管理者制度の導入

- ア 島根県立宍道湖自然館の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第3条関係）
- イ 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。（第4条 - 第11条・第13条 - 第15条・第17条関係）

(2) 利用料金制の導入（第12条関係）

- ア 島根県立宍道湖自然館の入館者は、指定管理者に対して観覧料を支払わなければならないこととした。
- イ 観覧料は、指定管理者にその収入として収受させることとした。
- ウ 観覧料は、所定の基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とすることとした。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立産業交流会館条例（条例第59号）

1 条例の概要

(1) 島根県立産業交流会館の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第4条関係）

(2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。（第5条 - 第14条・第16条・第17条・第19条関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例（条例第60号）

1 条例の概要

(1) 島根県立産業高度化支援センターの管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第15条関係）

(2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。（第16条 - 第24条関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（条例第61号）

1 条例の概要

(1) 臨港地区内の分区の区分に従い、建設してはならない構築物を定めることとした。（第3条・別表関係）

(2) 港湾法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第62号）

1 条例の概要

(1) 島根県立都市公園（以下「都市公園」という。）に放置された工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）について除却等の措置を命じるべき相手が確知できない場合において、その措置を知事自ら行い工作物等を保管した場合における次に掲げる手続を整備することとした。

ア 工作物等を保管した場合の公示事項

イ 工作物等を保管した場合の公示の方法

ウ 工作物等の価額の評価方法

エ 保管した工作物等の売却及び返還に関する手続

(2) 指定管理者制度の導入

ア 都市公園の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。

イ 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。

(3) 利用料金制の導入

ア 都市公園の施設及び設備の利用許可を受けた者は、指定管理者に対して利用料金を支払わなければならないこととした。

イ 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させることとした。

ウ 利用料金は、所定の基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とすることとした。

(4) その他規定の整理

2 施行期日

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、1の(2)から(4)までについては、平成17年4月1日とし、同日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、同日前においても行うことができることとした。

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例(条例第63号)

1 条例の概要

(1) 島根県立武道施設の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第4条関係)

(2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。(第5条 - 第14条・第19条・第20条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例(条例第64号)

1 条例の概要

(1) 島根県立体育施設の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第3条関係)

(2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。(第4条 - 第14条・第19条・第20条関係)

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立ライフル射撃場条例の一部を改正する条例(条例第65号)

1 条例の概要

(1) 島根県立ライフル射撃場の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第4条関係)

(2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手続及び管理の基準を定めることとした。(第5条 - 第15条・第20条・第21条関係)

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例(条例第66号)

1 条例の概要

(1) 島根県立少年自然の家の管理を公共的団体に委託することができる規定を削除することとした。

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部を改正する条例（条例第67号）

1 条例の概要

- (1) 島根県立八雲立つ風土記の丘の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第3条関係）
- (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の方法及び管理の基準を定めることとした。（第4条 - 第11条・第15条・第16条・第18条関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第66号）

1 条例の概要

- (1) 警察署の再編に伴う改正

改 正 前		改 正 後	
名 称	管轄区域	名 称	管轄区域
三成警察署	仁多郡	雲南警察署	雲南市、仁多郡、飯石郡
木次警察署	大原郡		
掛合警察署	飯石郡		
出雲警察署	出雲市、簸川郡（大社町を除く。）	出雲警察署	出雲市、平田市、簸川郡
平田警察署	平田市		
大社警察署	簸川郡大社町		
大田警察署	大田市	大田警察署	大田市、邇摩郡
温泉津警察署	邇摩郡		

- (2) 市町村合併による町の新設に伴う改正

西郷警察署の名称を隠岐の島警察署とすることとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成16年11月1日から施行することとした。

条 例

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第42号

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定に伴う措置等)

第9条の2 実施機関は、公の施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から公の施設の管理を行わせることとされた指定管理者は、前項の規定により講じられた措置に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 前項の指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第13条第1号中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県花振興センター条例の一部改正)

2 島根県花振興センター条例(平成15年島根県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項を削り、同条第2項中「個人情報の内容若しくは」を削り、同項を同条とする。

寒冷地手当の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第43号

寒冷地手当の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び寒冷地手当」を削り、同条第2項中「及び寒冷地手当」を削り、「これらの手当」を「通勤手当」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、寒冷地手当」を削る。

第15条の4を次のように改める。

第15条の4 削除

第15条の11第3項中「、第11条の3及び第15条の4」を「及び第11条の3」に改める。

第16条の2第4項中「、寒冷地手当」を削る。

別表第16を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び同条第2項第3号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第4条第1項及び第9条中「、寒冷地手当」を削る。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第9条中「、寒冷地手当」を削る。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、寒冷地手当」を削る。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第26条の 2 第 2 項中「、第21条の 3 及び第23条」を「及び第21条の 3 」に改める。

第27条第 4 項中「、寒冷地手当」を削る。

別表第 6 を削る。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 6 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 (昭和29年島根県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、寒冷地手当」を削る。

第 5 条第 2 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第 3 項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第 6 条及び第 7 条中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第12条第 1 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条第 4 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第13条、第15条の 2 第 1 項、第15条の 3 及び第17条第 1 項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第17条の 2 第 1 項及び第 3 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第18条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項から第 7 項までの規定中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第 8 項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第18条の 2 中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第19条の 2 から第19条の 4 までの規定中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第19条の 5、第19条の 5 の 2、第19条の 6 第 1 項、第19条の 7 第 2 項及び第 3 項並びに第19条の 8 第 2 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第20条の見出しを「 (退職手当等) 」に改め、同条第 1 項中「寒冷地手当及び」を削る。

第20条の 2 第 2 項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第21条第 4 項中「、寒冷地手当」を削る。

第22条第 2 項及び第 3 項並びに第22条の 2 第 1 項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第22条の 3、第22条の 4、第22条の 5 第 2 項、第22条の 7 第 1 項及び第22条の 8 中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第23条、第25条及び第26条中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 7 条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和46年島根県条例第42号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「県教育委員会」を「教育委員会」に、「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第 4 条第 2 号中「 (寒冷地手当に関する部分を除く。) 」を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 8 条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成12年島根県条例第62号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、寒冷地手当」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 9 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年島根県条例第59号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、寒冷地手当」を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第17条の 3 第 2 項中「、第 9 条及び第10条」を「及び第 9 条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成16年の第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第15条の4第1項に規定する基準日から当該基準日に係る同項後段の人事委員会規則で定める日までの間(次項、附則第8項及び第9項において「経過措置期間」という。)に限り、知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員に次項の規定の例により寒冷地手当を支給する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 経過措置期間に限り、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第15条の4第1項前段及び後段に規定する職員(再任用職員を除く。)に同条例第15条の4第2項から第5項まで及び第16条の2第4項の規定の例により算出した額を寒冷地手当として支給する。この場合において、同条例第15条の4第2項の表に掲げる額については、それぞれその2分の1に相当する額とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 平成16年度に限り、第3条の規定による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項に規定する派遣職員に前項又は附則第6項の規定により算出した額の100分の100以内を寒冷地手当として支給すること及び同条例第9条に規定する派遣職員に寒冷地手当を支給することができるものとする。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 平成16年度に限り、第4条の規定による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第4条に規定する派遣職員に附則第3項又は次項の規定により算出した額の100分の100以内を寒冷地手当として支給すること及び同条例第9条に規定する派遣職員に寒冷地手当を支給することができるものとする。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 平成16年の第5条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例第23条第1項に規定する基準日から当該基準日に係る同項後段の人事委員会規則で定める日までの間(次項において「経過措置期間」という。)に限り、同条例第23条第1項前段及び後段に規定する教育職員(再任用教育職員を除く。)に同条例第23条第2項から第5項まで及び第27条第4項の規定の例により算出した額を寒冷地手当として支給する。この場合において、同条例第23条第2項の表に掲げる額については、それぞれその2分の1に相当する額とする。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 経過措置期間に限り、第6条の規定による改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第20条第1項で県立高等学校の教育職員の例により寒冷地手当の支給を受けることとされる教職員に前項及び同条例第21条第4項の規定の例により寒冷地手当を支給する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 経過措置期間に限り、教育長に附則第3項の規定の例により寒冷地手当を支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第9条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の規定にかかわらず、平成16年度に限り、第9条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第10条の規定により寒冷地手当を支給する職員(同条例第17条の3第2項に規定する職員を除く。)に寒冷地手当を支給する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第44号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表10の 2 の項中第 3 号から第 6 号までを削る。

別表12の 2 の項中第 5 号を第 9 号とし、第 2 号から第 4 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同項第 1 号中「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の前に次の 4 号を加える。

(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。）第42条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録を受けようとする者	4,000円
(2) 法第42条第 2 項の規定に基づく引取業者の登録の更新を受けようとする者	3,500円
(3) 法第53条第 1 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録を受けようとする者	5,000円
(4) 法第53条第 2 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新を受けようとする者	4,000円

別表30の項中第48号を第49号とし、第39号から第47号までを 1 号ずつ繰り下げ、第38号の次に次の 1 号を加える。

(39) 法第39条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を受けようとする者	29,000円
--	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例中別表30の項の改正規定及び次項の規定は平成16年11月 1 日から、その他の規定は平成17年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県手数料条例別表30の項第39号の規定の適用については、平成16年11月 1 日から平成17年 3 月31日までの間は、同号中「法」とあるのは、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第17条第 2 項の規定により同法第 2 条の規定の施行前に行うことができることとされる同条の規定による改正後の薬事法」とする。

島根県核燃料税条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第45号

島根県核燃料税条例

（課税の根拠）

第 1 条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、核燃料税を課する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

（賦課徴収）

第 3 条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日
- (2) 発電用原子炉について電気事業法第54条第1項の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税標準)

第5条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料(発電用原子炉への当該核燃料の挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

(税率)

第6条 核燃料税の税率は、100分の10とする。

(徴収の方法)

第7条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第8条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第9条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第10条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第4項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第11条 核燃料税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第4条第1項中

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地	とあるのは
-------	-------------------------	-------

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地	と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例
核燃料税	発電用原子炉の所在地	

に基づく規則」とあるのは「この条例、島根県核燃料税条例(平成16年島根県条例第45号)若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(税率の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、施行日から平成19年3月31日までの間に行われる発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課する核燃料税の税率は、100分の12とする。

(有効期限等)

4 この条例は、施行日から起算して5年間(以下「適用期間」という。)その効力を有する。

5 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

島根県立しまね海洋館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第46号

島根県立しまね海洋館条例の一部を改正する条例

島根県立しまね海洋館条例(平成11年島根県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 しまね海洋館の管理は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

第7条を第19条とする。

第6条中「納付された」を「納入された」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の4条を加える。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、しまね海洋館への入館を拒否し、又はしまね海洋館からの退去を命ずることができる。

(1) 犬(身体障害者補助犬を除く。)又はその他の動物を伴う者

(2) めいてい者、他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者その他しまね海洋館内の秩序又は風俗を乱すおそれがある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、しまね海洋館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第16条 指定管理者又はしまね海洋館を利用する者は、故意又は過失によりしまね海洋館の施設、設備又は展示物を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、そ

の業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなったしまね海洋館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第5条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第4条第1項中「観覧しようとする者」の次に「(未就学児を除く。)」を加え、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とし、第3条の次に次の8条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) しまね海洋館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (2) 水生生物の収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務並びに水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- (3) しまね海洋館の利用の促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、しまね海洋館の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の申請等)

第5条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、しまね海洋館の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、水生生物の収集、飼育及び展示並びに調査研究を適切に行うものであって、住民に対する学習機会の提供及び知識の普及活動により、自然の大切さについて意識啓発が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、石見地域における交流拠点として、常に魅力ある施設であることを目指し、利用促進が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、規則で定める日までに、しまね海洋館の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 知事は、しまね海洋館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定が取り消され新たな指定管理者がしまね海洋館の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるしまね海洋館の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。

る。この場合において次条から第15条までの規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第10条 しまね海洋館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

- (1) 9月1日から翌年の7月19日まで 午前9時から午後5時まで
- (2) 7月20日から8月31日まで 午前9時から午後6時まで

(休館日)

第11条 しまね海洋館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌以降の最初の休日でない)
- (2) 12月31日及び1月1日

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、4月30日から5月2日まで、7月21日から8月31日まで、12月28日から12月30日まで並びに1月2日及び1月3日は、休館しない。

別表中「(第4条関係)」を「(第12条関係)」に、「額」を「基準額」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「の場合)」を「の場合の観覧料)」に改め、同表その他の者(未就学児を除く。)の項中「(未就学児を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の島根県立しまね海洋館条例第6条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても同条例第5条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行後においてこの条例による改正前の島根県立しまね海洋館条例の規定に基づき支払うべき観覧料については、なお従前の例による。

島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第47号

島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条例

島根県立高度情報化センター条例(平成11年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第48号

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「情報」を「相談、情報」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前条の目的以外」を「同条の目的以外」に改める。

第14条を第23条とし、第13条を第22条とし、第12条を削る。

第11条中「使用者が、」を削り、「施設等」を「」、指定管理者がセンターの施設若しくは設備又はセンター外施設等を、使用者がセンターの施設又は設備」に改め、同条を第21条とする。

第10条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理をしなくなったセンターの施設及び設備並びにセンター外施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第10条を第20条とし、第9条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第5条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8条第2号中「知事」を「指定管理者」に、「第5条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第7条を第16条とする。

第6条第2項中「第4条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第5条各号列記以外の部分中「知事」を「指定管理者」に、「前条第3項」を「同条第3項」に改め、同条を第14条とする。

第4条第1項中「センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）」を「施設等」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、第3条の次に次の9条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 センターの管理（次条第4号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）の使用の承認に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 島根県女性相談センター条例（昭和39年島根県条例第18号）第2条第1項の規定により設置された島根県女性相談センター及び島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）第3条に規定する島根県立中部情報化センターの施設及び設備で知事が定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の申請等）

第6条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、規則で定める日までに、センターの管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者がセンターの管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるセンターの管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第14条までの規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日を変更することができる。

別表中「(第4条・第6条関係)」を「(第5条、第15条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立男女共同参画センター条例(以下「改正後の条例」という。)第7条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立男女共同参画センター条例の規定によりなされた処分、手

続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

島根県立県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第49号

島根県立県民会館条例の一部を改正する条例

島根県立県民会館条例（昭和43年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第11条を第23条とし、第10条の2を削る。

第10条中「使用者が、」を削り、「施設等」を「会館の施設又は設備」に、「とき」を「もの」に改め、同条を第22条とする。

第9条中「使用者」を「利用者」に、「施設等の使用」を「有料施設等の利用」に、「は、速やかに当該施設等」を「、又は第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した有料施設等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第9条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第21条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「施設等の使用」を「有料施設等の利用」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指示）

第18条 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、会館を利用する者に対し、当該利用する者が遵守すべき事項に関し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入館を拒否し、又は会館からの退去を命ずることができる。

- (1) 会館の施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会館の管理上支障があると認められる者

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「納付した使用料」を「納入された利用料金」に改め、同条ただし書中「、規則で定めるところにより」を削り、同条第1号中「使用者」を「利用者」に、「施設等」を「有料施設等」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第2号中「知事」を「指定管理者」に、「第4条」を「第13条」に、「承認」を「許可」に改め、同条第3号中「使用者」を「利用者」に、「使用開始」を「利用開始」に、「規則で」を「指定管理者が」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第16条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第15条とする。

第5条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

利用者は、有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

第5条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「知事」を「指定管理者」に、「第3条第1項の承認」を「第12条第1

項の許可」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

4 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

第 5 条を第14条とする。

第 4 条の見出しを「（許可の取消し等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「知事」を「指定管理者」に、「承認」を「許可」に、「使用者」を「利用者」に改め、「とき、又は」の次に「天災地変その他」を加え、「前条第 3 項」を「同条第 3 項」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第 2 号中「承認」を「許可」に改め、同条第 3 号中「詐偽」を「偽り」に、「承認」を「許可」に改め、同条第 4 号を削り、同条を第13条とする。

第 3 条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第 1 項中「会館の施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用」を「有料施設等を利用」に、「知事」を「指定管理者」に、「承認」を「許可」に改め、同条第 2 項中「知事」を「指定管理者」に、「施設等」を「有料施設等」に、「使用」を「利用」に、「承認」を「許可」に改め、同項第 3 号中「継続使用」を「継続利用」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第 4 号中「施設等」を「会館の施設又は設備」に改め、同条第 3 項中「知事」を「指定管理者」に、「承認」を「許可」に改め、同条を第12条とする。

第 2 条の次に次の 9 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 3 条 会館の管理は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、会館の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の申請等）

第 5 条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第 3 条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第 6 条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、会館の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであること。

(3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第 7 条 指定管理者は、規則で定める日までに、会館の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第 8 条 知事は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が会館の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における会館の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第16条まで、第18条及び第19条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じてても、知事はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第10条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第11条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

別表中「(第3条・第5条関係)」を「(第4条、第14条関係)」に、「施設使用料」を「施設の基準額」に改め、別表1の(1)の(ア)の表、別表1の(1)の(イ)の表、別表1の(2)の(ア)の表及び別表1の(2)の(イ)の表中「使用料の額」を「基準額」に改め、別表の備考第1号中「使用する場合」を「利用する場合の基準額」に、「使用料の額」を「基準額」に、「加算する」を「加算した額とする」に改め、ただし書を削り、同表の備考第1号の(ア)中「相当額」を「相当額(徴収する入場料の額が1,000円以下で、かつ、営利を目的としない場合にあつては、5割相当額)」に改め、同表の備考第2号中「使用する場合」を「利用する場合の基準額」に、「使用料の額」を「基準額」に、「加算し」を「加算した額とし」に、「加算する」を「加算した額とする」に改め、同表の備考第3号中「使用する場合」を「利用する場合の基準額」に、「使用料の額」を「基準額」に、「加算する」を「加算した額とする」に改め、同表の備考第4号中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する場合」を「利用する場合の基準額」に、「使用料の額」を「基準額」に、「加算する」を「加算した額とする」に改め、同表の備考第5号中「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「基準額は」に、「使用料の額」を「基準額」に、「以内の額で知事が定める額」を「相当額」に改め、同表の備考第6号中「においては、使用料の額の3割相当額を冷暖房料として徴収する」を「において冷暖房料を徴収する場合の基準額は、この表で定める基準額(前各号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)の3割相当額とする」に改め、別表2の表中「設備使用料」を「設備の基準額」に、「使用料」を「基準額」に改め、同表の備考中「使用」を「利用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立県民会館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第5条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立県民会館条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行後において改正前の条例の規定に基づき納付すべき使用料については、なお従前の例による。

- 5 島根県立石西県民文化会館の管理並びにその使用に係る処分、手続その他の行為及び使用料については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県立美術館条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第50号

島根県立美術館条例

島根県立美術館条例（平成10年島根県条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、島根県立美術館の設置及び管理並びに美術館協議会の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与するため、島根県立美術館

（以下「美術館」という。）を松江市に設置する。

（職員）

第3条 美術館に館長その他の所要の職員を置く。

（指定管理者による管理）

第4条 美術館の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会（以下「委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 美術館の施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表第1に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 美術館の使用料及び観覧料（以下「使用料等」という。）の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の管理に関する事務のうち、委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請等）

第6条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、美術館の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第8条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、美術館の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第9条 委員会は、美術館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が美術館の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における美術館の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条から第14条まで及び第20条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(利用時間)

第11条 美術館の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌以降の最初の休日でない日)

(2) 12月28日から翌年の1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第13条 有料施設等を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) 美術館の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理に支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、美術館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、又は美術館の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、同条第3項の規定により付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、有料施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第16条 使用者は、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。

2 美術館の駐車場を使用する者(午前 8 時から午後 9 時30分までの間に入場し、かつ、出場する者で、使用時間が 3 時間以内のものを除く。)は、別表第 3 に掲げる区分に応じて算出した額を合算した額の使用料を納付しなければならない。

(観覧料)

第17条 美術館が展示する美術品及び美術に関する資料を観覧しようとする者(次に掲げる者を除く。)は、別表第 4 又は別表第 5 に定める観覧料を納付しなければならない。

(1) 未就学児

(2) 常設展(常設展示室における展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者

(使用料等の減免)

第18条 委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第19条 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、美術館への入館を拒否し、又は美術館からの退去を命ずることができる。

(1) 美術館の施設若しくは設備又は美術館が展示する美術品若しくは美術に関する資料を損壊するおそれがある者

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、美術館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第21条 指定管理者又は美術館を利用する者は、故意又は過失により美術館の施設若しくは設備又は美術館が展示する美術品若しくは美術に関する資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第 5 条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、有料施設等の使用が終わったとき、又は第14条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した有料施設等を原状に回復しなければならない。

(美術館協議会)

第24条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第 1 項の規定に基づき、美術館に島根県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育委員会規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第26条 知事は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立美術館条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第 6 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の島根県立美術館条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1（第 5 条、第16条関係）

1 ギャラリー

区 分		使 用 料 の 額	
		午前10時から午後 6 時まで	その他の時間 1 時 間までごと
全室使用の場合	入場料を徴収しない場合	36,200円	4,500円
	入場料を徴収する場合	54,300円	6,800円
分割使用の場合	第 1 展示室	入場料を徴収しない場合	10,900円
		入場料を徴収する場合	16,400円
	第 2 展示室	入場料を徴収しない場合	7,400円
		入場料を徴収する場合	11,100円
	第 3 展示室	入場料を徴収しない場合	7,400円
		入場料を徴収する場合	11,100円

2 ホール

区 分	使 用 料 の 額					
	午前10時から 正午まで	午後 1 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前10時から 午後 6 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前10時から 午後 9 時まで
入場料を徴収しない 場合	4,200円	10,400円	7,800円	12,500円	14,800円	17,600円
入場料を徴収する場 合	8,300円	20,800円	15,600円	25,000円	29,600円	35,300円

備考

- 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金をいう。
- 午後 6 時から翌日の午前10時までの間におけるギャラリーの使用については、教育委員会規則で定める場合を除き、準備、撤去等の作業に使用する場合に限る。
- ギャラリー又はホールの附属設備等を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に実費等を勘案して教育委員会規則で定める額を加算した額とする。

別表第 2（第11条関係）

区 分	利 用 時 間	
	3 月から 9 月まで	10 月から翌年の 2 月まで

ギャラリー、アトライブラリー	午前10時から午後6時まで	
ホール	午前10時から午後9時まで	
その他の施設	午前10時から日没後30分まで	午前10時から午後6時30分まで
駐車場	午前8時から午後9時30分まで	

備考

- 1 ギャラリーについては、教育委員会規則で定める場合を除き、準備、撤去等の作業をする場合に限り、午後6時から翌日の午前10時までの間においても使用することができる。
- 2 駐車場からの出場については、午後9時30分から翌日の午前8時までの間においても行うことができる。

別表第3 (第16条関係)

区 分		単位 (1台につき)	使用料の額
午前8時から午後9時 30分まで	使用を開始した日	3時間を超えて1時間まで ごと	100円
	使用を開始した日の翌日以降の日	1時間までごと	
午後9時30分から翌日の午前8時まで		1回ごと	500円

別表第4 (第17条関係)

区 分		観覧料の額 (1人1回につき)	
		個人の場合	団体 (20人以上の場合をいう。) の場合その他教育委員会規則で定める割引制度に該当する場合
常設展	大学の学生又はこれに準ずる者	200円	160円
	その他の者	300円	240円
企画展		その都度委員会が定める額	

備考

- 1 「企画展」とは、常設展以外の展示で特別の企画に基づくものをいう。
- 2 常設展と企画展とを同日中に観覧しようとする者の常設展の観覧料の額は、この表に定める額の5割相当額とする。

別表第5 (第17条関係)

区 分	年間観覧料 (同一人が1年間常設展又は企画展を観覧する場合の観覧料) の額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	1,500円以内で委員会が定める額
大学の学生又はこれに準ずる者	3,000円以内で委員会が定める額
その他の者	5,000円以内で委員会が定める額

島根県芸術文化センター条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県芸術文化センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県芸術文化センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 多様で質の高い美術、音楽、演劇その他の芸術文化の鑑賞及び創造の機会を提供し、もって芸術文化の振興及び県民生活の向上を図るため、島根県芸術文化センター（以下「センター」という。）を益田市に設置する。

2 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 島根県立石見美術館（以下「美術館」という。）
- (2) 島根県立いわみ芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術に関する教育及び普及並びに調査研究に関すること。
- (3) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表第1に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (4) 音楽、演劇その他の鑑賞を目的とした事業に関すること。
- (5) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、センター長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、知事及び教育委員会（以下「知事等」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) センターを利用した第3条第4号及び第5号の業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、知事等が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請等)

第7条 知事等は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第5条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則及び教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める書類を添付して、知事等が定める期日までに知事等に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事等は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、複合施設としてのセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、規則等で定める日までに、センターの管理の業務に関し、規則等で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 知事又は教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、知事等はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部の停止を命じ、又は知事若しくは教育委員会は期間を定めて管理の業務の一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者がセンターの管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるセンターの管理は、必要に応じて知事又は教育委員会が行うものとする。この場合において、次条から第18条まで、第23条及び第24条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事又は教育委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事等はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第12条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 美術館 午前9時から午後5時30分まで

(2) 芸術劇場 午前9時から午後10時まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、開館時間又は利用時間を変更することができる。

(休館日)

第13条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日(美術館にあっては、毎週月曜日)

(2) 12月30日から翌年の1月3日まで

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日を休館日とする。

(利用の許可等)

第14条 有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設等の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) センターの施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に支障があると認められるとき又は規則で定める事由に該当すると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は天災地変その他センターの管理上特に必要があるときは、許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（利用料金）

第16条 利用者は、有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者が認めた場合を除き、第14条第1項の許可をするときに徴収する。
- 3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 4 利用料金は、別表第1に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

（利用料金の減免）

第17条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第18条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により有料施設等を利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が、センターの管理上特に必要があるため第15条の規定により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が、利用開始の前で指定管理者が定める日までに利用の中止を申し出たとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第19条 利用者は、有料施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（観覧料）

第20条 美術館に展示する美術品等を観覧しようとする者（次に掲げる者を除く。）は、別表第2又は別表第3に定める観覧料を納付しなければならない。

- (1) 未就学児
- (2) 常設展（常設展示室における展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者

（観覧料の減免）

第21条 教育委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

（観覧料の不還付）

第22条 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の指示）

第23条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、センターを利用する者に対し、当該利用する者が遵守すべき事項に関し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第24条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) センターの施設若しくは設備又は美術館に展示する美術品若しくは美術に関する資料を損壊するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第25条 指定管理者又はセンターを利用する者は、故意又は過失により、センターの施設若しくは設備又は美術館に展示

する美術品若しくは美術に関する資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第26条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第 6 条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事又は教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 利用者は、有料施設等の利用が終わったとき、又は第15条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した有料施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(センター協議会)

第28条 センターにセンター協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、センターの運営に関しセンター長の諮問に応ずるとともに、センター長に対して意見を述べる機関とする。

3 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

(罰則)

第30条 知事は、詐欺その他不正の行為により、観覧料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 8 条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても第 7 条の規定の例により行うことができる。

3 センターの供用開始の日以後の利用に係る有料施設等の利用の許可に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(供用開始)

4 センターは、知事が別に定める日から供用を開始する。

(経過措置)

5 施行日から前項に規定する供用を開始する日までの間は、第12条、第13条及び第28条の規定は、適用しない。

別表第 1 (第 3 条関係)

1 施設の基準額

(1) 大ホール等

区 分			基 準 額					
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後10時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後10時まで	午前 9 時から午後10時まで
	1 階席及	平日	円 30,640	円 40,860	円 51,070	円 61,290	円 81,720	円 102,150

大ホール	び 2 階席	土、日曜日 及び休日	36,760	49,030	61,280	73,540	98,060	122,580
		平日	20,430	27,240	34,050	40,860	54,480	68,100
	1 階席	土、日曜日 及び休日	24,510	32,680	40,860	49,030	65,370	81,720
平日		8,170	10,890	13,620	16,340	21,790	27,240	
小ホール	平日		8,170	10,890	13,620	16,340	21,790	27,240
	土、日曜日 及び休日		9,800	13,060	16,340	19,600	26,140	32,680
スタジオ 1			4,620	6,160	7,700	9,240	12,320	15,410
スタジオ 2			950	1,270	1,590	1,900	2,540	3,180
大ホール大楽屋 1			2,070	2,760	3,460	4,150	5,530	6,920
大ホール大楽屋 2			2,070	2,760	3,460	4,150	5,530	6,920
大ホール中楽屋 1			830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール中楽屋 2			830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール中楽屋 3			830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール中楽屋 4			830	1,110	1,390	1,660	2,220	2,780
大ホール小楽屋 1			580	780	970	1,170	1,560	1,950
大ホール小楽屋 2			580	780	970	1,170	1,560	1,950
小ホール中楽屋 1			760	1,010	1,270	1,520	2,030	2,540
小ホール中楽屋 2			760	1,010	1,270	1,520	2,030	2,540
小ホール小楽屋 1			580	780	970	1,170	1,560	1,950
小ホール小楽屋 2			580	780	970	1,170	1,560	1,950
多目的ギャラリー			3,830	5,110	6,390	7,670	10,220	12,780

備考

- 1 入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収して大ホール又は小ホールを利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に、次に掲げる入場料の額（入場料の額に 2 以上の区分があるときは、そのうちの最高額）の区分に応じた額を加算した額とする。
 - ア 3,000円以下のもの 10割相当額（徴収する入場料の額が1,000円以下で、かつ、営利を目的としない場合にあっては、5割相当額）
 - イ 3,000円を超え、5,000円以下のもの 15割相当額
 - ウ 5,000円を超えるもの 20割相当額
- 2 入場料を徴収しないが営利を目的として、大ホール又は小ホールを利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に10割相当額を加算した額とし、入場料を徴収し、又は入場料を徴収しないが営利を目的としてスタジオ 1、スタジオ 2 又は多目的ギャラリーを利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に 5 割相当額を加算した額とする。
- 3 楽屋を他の用途に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に 5 割相当額を加算した額とする。
- 4 この表に定める利用時間を超えて利用する場合の基準額は、この表に定める基準額（前 3 号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。）に、1 時間までごとに、当該基準額の 1 時間当たりの額を加算した額とする。
- 5 大ホール、小ホール、スタジオ 1、スタジオ 2 又は多目的ギャラリーを準備のために利用する場合の基準額は、この表に定める基準額（備考第 1 号若しくは第 2 号又は前号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。）の 5 割相当額とする。

- 6 冷暖房期間（11月1日から翌年の3月31日まで及び6月1日から9月30日までの間をいう。）において冷暖房料を徴収する場合の基準額は、この表に定める基準額（前各号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。）の3割相当額とする。
 - 7 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう（(2)の表において同じ。）。
 - 8 備考第1号から第6号までにおいて算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (2) その他

区 分	単 位	基 準 額
屋外施設	1平方メートルにつき1日までごと	7円

備考

- 1 「屋外施設」とは、前庭広場、中庭広場及び駐車場をいう。
- 2 屋外施設は、知事が定める用途に限り、利用することができる。
- 3 屋外施設を日曜日、土曜日又は休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に2割相当額を加算した額とする。
- 4 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

2 設備の基準額

種 別	単 位	基 準 額
舞台大道具及び小道具	1回1点につき	知事が定める額
舞台関係設備	1回1点につき	知事が定める額
音響関係設備	1回1点につき	知事が定める額
楽器	1回1点につき	知事が定める額
映写機	1回1点につき	知事が定める額
その他設備器具	1回1点につき	知事が定める額

備考 「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までのそれぞれの時間帯における利用をいう。

別表第2（第20条関係）

区 分		観覧料の額（1人1回につき）	
		個人の場合	団体（20人以上の場合をいう。）の場合 その他教育委員会規則で定める割引制度に該当する場合
常設展	大学の学生又はこれに準ずる者	200円	160円
	その他の者	300円	240円
企画展		その都度教育委員会が定める額	

備考

- 1 「企画展」とは、常設展以外の展示で特別の企画に基づくものをいう。
- 2 常設展と企画展とを同日中に観覧しようとする者の常設展の観覧料の額は、この表に定める額の5割相当額とする。

別表第3（第20条関係）

区 分	年間観覧料（同一人が1年間に常設展又は企画展を観覧する場合の観覧料）の額

小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	1,500円以内で教育委員会が定める額
大学の学生又はこれに準ずる者	3,000円以内で教育委員会が定める額
その他の者	5,000円以内で教育委員会が定める額

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第52号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成3年島根県条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供するため、島根県立三瓶自然館（以下「自然館」という。）及びその附属施設（以下「自然館等」という。）を大田市及び雲南市に設置する。

（業務）

第3条 自然館等は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関すること。
- (2) 環境学習の推進に関すること。
- (3) 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関すること。
- (4) 別表第1に掲げる有料施設等（以下「有料施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然館等の目的を達成するために必要な業務

（附属施設）

第4条 附属施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 北の原フィールドセンター
- (2) 三瓶小豆原埋没林公園（以下「埋没林公園」という。）
- (3) ふれあいの里奥出雲公園（以下「ふれあいの里」という。）
- (4) 北の原野営場（以下「野営場」という。）
- (5) その他自然館の設置目的を達成するために必要な施設

（指定管理者による管理）

第5条 自然館等の管理は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 自然館等の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 第3条第1号から第3号までに掲げる業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然館等の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の申請等）

第7条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第5条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、自然館等の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、自然館等の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、規則で定める日までに、自然館等の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 知事は、自然館等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が自然館等の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における自然館等の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第18条まで、第20条及び第21条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第12条 自然館及び北の原フィールドセンターの開館時間並びに埋没林公園の開園時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 有料施設等(テントサイトを除く。)の利用時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間、開園時間又は利用時間を変更することができる。

(休館日等)

第13条 自然館及び北の原フィールドセンターの休館日並びに埋没林公園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 7月21日から8月31日までの間を除く月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)

(2) 3月、6月、9月及び12月の各第1火曜日から4日間

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 ふれあいの里の休園日は、次のとおりとする。

(1) 7月21日から8月31日までの間を除く月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の3月31日まで

3 野営場の休業日は、12月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、ケビン及びセントラルロッジにあっては、12月29日から翌年の1月3日までの間を除き、あらかじめ次条第1項の許可を受けることによりこれらの施設を利用することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日、休園日又は休業日を変更することができる。

(利用の許可)

第14条 有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、有料施設等の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 自然館等の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然館等の管理に支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して、同項の許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止若しくは自然館等からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(利用料金等)

第16条 第14条第1項の許可を受けた者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 自然館において、天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物を観覧しようとする者、自然館の観察施設を利用して天体を観覧しようとする者又は埋没林公園の埋没木その他の展示物(以下「埋没木等」という。)を観覧しようとする者(いずれも未就学児を除く。)は、観覧料を支払わなければならない。

3 利用料金及び観覧料(以下「利用料金等」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

4 利用料金等は、別表第1から別表第3までの表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

(利用料金等の減免)

第17条 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金等の減免をすることができる。

(利用料金等の不還付)

第18条 既に納入された利用料金等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用料金等を納入した者が、その責めに帰することができない理由により、有料施設等を利用することができなくなったとき、天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物を観覧することができなくなったとき、自然館の観察施設を利用して天体を観覧することができなくなったとき、又は埋没木等を観覧することができなくなったとき。
- (2) 第21条の規定により有料施設等の利用が禁止され、又は制限されたことにより当該有料施設等が利用できなくなったとき。

(行為の禁止)

第19条 野営場内においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 立木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 野営場を利用する者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

(行為の制限)

第20条 自然館等において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をする事。
 - (2) 寄附金の募集、物品の販売その他これらに類する行為をする事。
 - (3) 集会、競技会、展示会その他の催しをする事。
- 2 前項に規定する行為のほか、野営場において次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- (1) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
 - (2) 多量のガソリン、油類その他これらに類する危険物を取り扱うこと。
- 3 指定管理者は、自然館等の管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付することができる。

(利用の禁止等)

第21条 指定管理者は、自然館等の管理上特に必要があると認めるときは、自然館等の全部又は一部について利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第22条 指定管理者又は自然館等を利用する者は、故意又は過失により自然館等の施設、設備又は展示物を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第6条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第24条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった自然館等を速やかに原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 施設等の利用が終わった者は、当該施設等を速やかに原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 第19条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立三瓶山北の原野営場条例の廃止)

- 2 島根県立三瓶山北の原野営場条例(昭和45年島根県条例第45号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例

(以下「改正前の条例」という。)又は附則第2項の規定による廃止前の島根県立三瓶山北の原野営場条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行後において改正前の条例の規定に基づき納付すべき使用料若しくは観覧料又は旧条例の規定に基づき支払うべき使用料については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する改正前の条例又は旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1(第3条、第12条、第16条関係)

有料施設等の名称		区 分	基 準 額		利 用 時 間	
自然館	ビジュアルドーム	入場料を徴収しない場合	1時間につき	2,380円	午前9時から午後9時まで	
		入場料を徴収する場合	1時間につき	4,760円		
	レクチャールーム		1時間につき	1,230円		
ふれあいの里	ケビン	大型	宿泊	1棟1夜につき	18,700円	(1) 宿泊の場合 午後4時から翌日の午前10時まで (2) 休憩の場合 午前11時から午後3時まで
			休憩	1棟1時間につき	1,390円	
		小型	宿泊	1棟1夜につき	8,400円	
			休憩	1棟1時間につき	590円	
	グリルケビン	宿泊	1棟1夜につき	4,500円		
		休憩	1棟1時間につき	330円		
	バンガロー	宿泊	1棟1夜につき	6,300円		
		休憩	1棟1時間につき	450円		
テントサイト		テント1張り1日につき	590円			
野	キャンプサイト	オートサイト	宿泊	1サイト1夜につき	3,730円	(1) 宿泊の場合 午後3時から翌日の午前11時まで (2) 休憩の場合 午前11時から午後3時まで
			休憩	1サイト1回につき	1,860円	
		電源設備	宿泊	1サイト1夜につき	500円	
			休憩	1サイト1回につき	250円	
		一般サイト	宿泊	テント1張り1夜につき	920円	
			休憩	テント1張り1回につき	460円	
営場	キャンプファイヤー場		1か所1回につき	2,380円	午前9時から午後9時まで	
	ケビン	小型	宿泊	1棟1夜につき	10,300円	(1) 宿泊の場合 午後4時から翌日の午前10時まで (2) 休憩の場合 午前11時から午後3時まで
休憩			1棟1時間につき	760円		
大型		宿泊	1棟1夜につき	18,700円		
		休憩	1棟1時間につき	1,390円		
セントラルロッジ	多目的ホール	1時間につき	840円	午前9時から午後9時まで		
	集会室	1時間につき	560円			

備考

- 1 時間又は日を単位とする場合において、その利用時間が1時間未満又は1日未満のときは1時間又は1日とし、その利用時間に1時間未満又は1日未満の端数があるときは、その端数時間は1時間又は1日として計算する。
- 2 「テント」とは、テント、タープその他これに類するものをいう。

別表第 2 (第16条関係)

区 分		基準額 (1 人 1 日につき)	
		個 人	団体(20人以上の場合をいう。)の場合その他指定管理者が別に定める割引制度に該当する場合
天体運行の投影、全天周映画又は展示物を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	200円	160円
	その他の者	特別企画展開催期間	480円
		特別企画展開催期間以外	320円
天体を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	100円	80円
	その他の者	300円	240円
埋没木等を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	100円	80円
	その他の者	300円	240円
天体運行の投影、全天周映画、展示物又は埋没木等を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	250円	200円
	その他の者	特別企画展開催期間	600円
		特別企画展開催期間以外	440円

備考 「特別企画展」とは、企画展示室における特別の企画に基づく展示をいう。

別表第 3 (第16条関係)

区 分	年間観覧料 (同一人が 1 年間、天体運行の投影、全天周映画、展示物、天体又は埋没木等を観覧する場合の観覧料) の基準額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	500円
その他の者	1,400円

ふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第53号

ふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例

ふるさと島根の景観づくり条例 (平成 3 年島根県条例第34号) の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「緑化協定」を「緑地協定」に改める。

附 則

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律 (平成16年法律第109号) の施行の日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第54号

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者その他県民」を「母子家庭の母及び児童、寡婦、障害者その他の県民」に改め、「相談」の次に「、援助」を加える。

第13条を第23条とし、第12条を第22条とし、第11条を削る。

第10条中「使用者が、」を削り、「施設等」を「指定管理者がセンターの施設若しくは設備又はセンター外施設等を、使用者がセンターの施設又は設備」に改め、同条を第21条とする。

第9条中「施設等」を「有料施設等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等及びセンター外施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第9条を第20条とする。

第8条中「施設等」を「有料施設等」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第5条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第7条ただし書中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号中「施設等」を「有料施設等」に改め、同条第2号中「知事」を「指定管理者」に、「第4条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第6条を第16条とし、第5条を第15条とする。

第4条各号列記以外の部分中「知事」を「指定管理者」に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、「前条第3項」を「同条第3項」に改め、同条を第14条とする。

第3条第1項中「センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）」を「有料施設等」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「施設等」を「有料施設等」に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

第3条第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、第2条の次に次の10条を加える。

（業務）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第93条の規定に基づく福祉人材センターの業務
- (2) 介護研修センターの業務
- (3) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項第1号に規定する母子福祉センターの業務（島根県立東部総合福祉センターに限る。）
- (4) 高齢者・障害者総合相談センターの業務
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定する聴覚障害者情報センター（島根県立東部総合福祉センターに限る。）及び視聴覚障害者情報センター（島根県立西部総合福祉センターに限る。）の業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

（指定管理者による管理）

第4条 センターの管理（次条第4号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立生涯学習推進センター及び島根県立西部生涯学習推進センター、島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）第3条に規定する島根県立西部情報化センター並びに県が設置する交通事故相談所浜田支所の施設及び設備で知事が定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の申請等）

第6条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第7条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及び住民のサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設等及びセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第8条 指定管理者は、規則で定める日までに、センターの管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第10条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者がセンターの管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるセンターの管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第14条までの規定中指定管理者の特権とされているものについては、知事の特権とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

（開館時間等）

第11条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業務を行う時間は、

同表の右欄に定めるとおりとする。

業 務	業 務 時 間
福祉人材センターの業務	午前9時から午後5時まで
介護研修センターの業務	
母子福祉センターの業務	
高齢者・障害者総合相談センターの業務	
聴覚障害者情報センターの業務	午前10時から午後6時まで
視聴覚障害者情報センターの業務	

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第12条 センターの休館日は、毎月第4土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業務の休業日は、センターの休館日のほか、同表の右欄に定めるとおりとする。

業 務	休 業 日
福祉人材センターの業務	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)
介護研修センターの業務	日曜日、月曜日及び祝日法による休日
母子福祉センターの業務	日曜日、土曜日及び祝日法による休日
高齢者・障害者総合相談センターの業務	日曜日及び祝日法による休日
聴覚障害者情報センターの業務	月曜日及び祝日法による休日
視聴覚障害者情報センターの業務	

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日を変更することができる。

別表中「(第3条・第5条関係)」を「(第5条、第15条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立母子福祉センター条例の廃止)

2 島根県立母子福祉センター条例(昭和39年島根県条例第81号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の島根県立総合福祉センター条例(以下「改正後の条例」という。)第7条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立総合福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第55号

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条を第24条とし、第13条を第23条とし、第12条を削る。

第11条中「使用者が、」を削り、「施設等」を「体育館の施設又は設備」に、「とき」を「もの」に改め、同条を第22条とする。

第10条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理をしなくなった施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第10条を第21条とし、第9条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

（入館の制限等）

第19条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、体育館への入館を拒否し、又は体育館から退去させなければならない。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者

（秘密保持義務）

第20条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8条第2号中「知事」を「指定管理者」に、「第5条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第7条を第16条とする。

第6条第3項中「第3条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第5条中「知事は、第3条第1項」を「指定管理者は、第12条第1項」に改め、同条第2号中「第3条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第4条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第3号中「施設等」を「体育館の施設又は設備」に改め、同条を第13条とする。

第3条第1項中「体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に次の9条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 体育館の管理は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の申請等）

第5条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が

定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、体育館の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、規則で定める日までに、体育館の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 知事は、体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が体育館の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における体育館の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第14条まで及び第19条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第10条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 体育館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日を変更することができる。

別表中「(第6条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立はつらつ体育館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第5条の規定の例により行うことができ

る。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立はつらつ体育館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第56号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の」を「、別表の」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第11号、第16号から第20号まで及び第22号から第26号まで」を「別表の1の項第11号及び第13号、2の項第4号から第10号まで並びに3の項」に改め、同項第3号中「浴槽水」の次に「(浴槽内の湯水をいい、循環使用するものを含む。以下同じ。)」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

1 構造設備に係る衛生措置の基準

- (1) 浴室及び脱衣場は、それぞれ男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通すことのできない構造であること。
- (2) 浴室には、天井を張り、適当な箇所に湯気抜き又は換気装置を設けること。
- (3) 脱衣場には、換気に必要な窓又は換気装置を設けること。
- (4) 脱衣場には、入浴者数に応じた十分な数の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
- (5) 洗い場の床面積は、男女それぞれ6.6平方メートル以上とすること。
- (6) 洗い場の床は、タイル等の耐水性材料を用いること。
- (7) 洗い場には、適当なこう配のある排水溝を設け、汚水が流出する構造とし、流出した汚水は、公衆衛生上支障のないように処理すること。
- (8) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の清浄な湯水を常に供給できる給湯栓及び給水栓を設けること。
- (9) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の洗いおけ及び1人用腰掛けを備えること。
- (10) 浴槽の内側には、足掛けを設けること。
- (11) 防虫及び防臭設備のある便所を男女別に設けること。
- (12) 浴場には、傘及び履物を収納し、又は保管するための設備を設けること。
- (13) 熱気又は蒸気を使用する入浴設備については、次のとおりとすること。
 - ア 入浴者の身体の安全を保持できる構造とすること。
 - イ 入浴者が内部から開閉できる構造とすること。
 - ウ 温度計及び温度調節設備を設けること。
- (14) 屋外に浴槽を設ける場合にあつては、次のとおりとすること。
 - ア 浴槽は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通すことのできない構造であること。
 - イ 屋外には、洗い場を設けないこと。
 - ウ 浴槽に附帯する通路等には、脱衣場、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造である

こと。

- (15) 原湯（循環使用しないで供給される温水をいう。以下同じ。）を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合にあっては、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること。
- (16) ろ過器を設置する場合にあっては、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
- (17) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器の前に集毛器（毛髪等を取り除く容器をいう。以下同じ。）を置くこと。
- (18) ろ過器を設置する場合にあっては、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、循環している浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (19) 回収槽（溢水した浴槽水を再利用するために貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、清掃が容易に行える構造であって、回収槽内の水を消毒できる設備が備えられていること。
- (20) 上がり用湯水（洗い場に備え付けられた給湯栓及び給水栓（シャワーを含む。）から供給される湯水をいう。以下同じ。）は、浴槽水を用いる構造でないこと。
- (21) 気泡発生装置（浴槽に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。）を設置する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。

2 衛生措置の基準（構造設備に係るものを除く。）

- (1) 営業者は、衛生管理を行うため自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知して衛生管理を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから責任者を定め、日常の衛生管理に当たらせること。この場合において、衛生管理に関する記録を作成し、3年間保管すること。
- (2) 営業中は、浴場内を監視し、衛生の保持及び事故防止に努めること。
- (3) 浴槽水の温度は、常に適温に保つこと。
- (4) 浴場内は、十分な照度を保つこと。
- (5) 洗い場、浴槽、脱衣場、洗いおけ、腰掛け等は、毎日1回以上清掃すること。
- (6) 浴場内は、月1回以上ねずみ及び衛生害虫の駆除並びに消毒を行うこと。
- (7) 入浴者にタオル等の布類又はくしを貸与し、又は供与する場合にあっては、新しいもの又は消毒したものを貸与し、又は供与すること。
- (8) 入浴者にかみそりを貸与し、又は供与する場合にあっては、新しいものを貸与し、又は供与することとし、使用済みのかみそりを放置させないこと。
- (9) 伝染のおそれのある疾病にかかっている従業者又はその疑いがある従業者は、医師の診断により支障がないと確認できる場合を除き、入浴者に接する業務に従事させないこと。
- (10) 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等入浴上の注意事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。
- (11) 薬湯を使用する場合にあっては、浴法及び含有成分を浴場内の見やすい場所に掲示すること。
- (12) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。
- (13) 貯湯槽を設置している場合にあつては、定期的に貯湯槽の生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。）の状況を監視し、並びに生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (14) 浴槽は常に満杯の状態にし、浴槽水は常に清浄に保つこと。
- (15) 浴槽水は、毎日完全に換水すること（常に原湯が浴槽に補給されている場合であつて、その補給される1日の原湯量が浴槽の容量以上のときは、完全に換水されているものとみなす。）。ただし、消毒装置を設置している場合にあつては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- (16) ろ過器を設置している場合にあつては、1週間に1回以上ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- (17) 浴槽水を循環使用している場合にあつては、1週間に1回以上、循環させるための配管について適切な消毒方

法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

(18) 浴槽水を循環させる設備にあっては、吐出口付近に飲用できない旨の表示をする等浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

(19) ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。ただし、原水（循環使用しないで供給される水をいう。以下同じ。）若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くアに掲げる基準を適用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件に知事が認めたときであっては、この限りでない。

ア 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度までに保つこと。

イ 測定結果は、検査の日から3年間保管すること。

(20) 消毒装置を設置している場合にあっては、その維持管理は、適切に行うこと。

(21) 集毛器を設置している場合にあっては、その清掃は、毎日行うこと。

(22) 洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯を貯留する槽を設置している場合にあっては、その清掃は、定期的に行うこと。

(23) 水質検査については、次の基準によること。

ア 水道水以外を使用した上がり用湯水並びにろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあっては1年に1回以上、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水にあっては1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合にあっては、1年に4回以上）レジオネラ属菌について検査を行うこと。

イ 検査結果は、検査の日から3年間保管すること。

ウ 検査結果が第12号に掲げる基準を満たさない場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。

(24) 回収槽の水を浴用に供する場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素消毒等で消毒すること。

(25) 浴槽水を河川又は湖沼に排水する場合にあっては、環境保全のための必要な処理を行うこと。

3 風紀に関する基準

(1) 従業者に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

(2) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、又は掲げないこと。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第2条 旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(13) 複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものであって、使用の度に換水できるものを除く。以下「共同浴室」という。）については、別表第1のとおりとすること。

第2条第2項第3号、同条第3項第5号、同条第4項第2号、同条第5項第2号及び同条第6項第4号中「第12号」を「第13号」に改める。

第5条第1号イ中「つとめる」を「努める」に改め、同条第3号イ中「ふとんカバー」を「布団カバー」に、「洗たくした」を「洗濯した」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 浴室等

別表第2のとおりとする。ただし、同表6の項から18の項までの規定は、共同浴室に限り適用する。

第5条第6号ア中「つとめる」を「努める」に改め、同条第7号中「水道法」を「水道水（水道法）」に改め、「供給される水」の次に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第2号中「でい酔者」を「泥酔者」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

- 1 原湯（循環使用しないで供給される温水をいう。以下同じ。）を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合にあっては、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること。
- 2 ろ過器を設置する場合にあっては、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
- 3 ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器の前に集毛器（毛髪等を取り除く容器をいう。以下同じ。）を置くこと。
- 4 ろ過器を設置する場合にあっては、浴槽水（浴槽内の湯水をいい、循環使用するものを含む。以下同じ。）の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、循環している浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- 5 回収槽（溢した浴槽水を再利用するために貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、清掃が容易に行える構造であって、回収槽内の水を消毒できる設備が備えられていること。
- 6 上がり用湯水（洗い場に備え付けられた給湯栓及び給水栓（シャワーを含む。）から供給される湯水をいう。以下同じ。）は、浴槽水を用いる構造でないこと。
- 7 気泡発生装置（浴槽水に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。）を設置する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。

別表第 2（第 5 条関係）

- 1 営業者は、衛生管理を行うため自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知して衛生管理を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから責任者を定め、日常の衛生管理に当たらせること。この場合において、衛生管理に関する記録を作成し、3 年間保管すること。
- 2 水道水以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。
- 3 洗い場、浴槽、洗いおけ、腰掛け等は、毎日 1 回以上清掃し、随時消毒すること。
- 4 湯気抜きを適切に行うこと。
- 5 貯湯槽を設置している場合にあつては、定期的に貯湯槽の生物膜（微生物の増殖により形成される膜をいう。以下同じ。）の状況を監視し、並びに生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- 6 浴槽は常に満杯の状態にし、浴槽水は常に清浄に保つこと。
- 7 浴槽水は、毎日完全に換水すること（常に原湯が浴槽に補給されている場合であつて、その補給される 1 日の原湯量が浴槽の容量以上のときは、完全に換水されているものとみなす。）。ただし、消毒装置を設置している場合にあつては、1 週間に 1 回以上完全に換水すること。
- 8 ろ過器を設置している場合にあつては、1 週間に 1 回以上ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- 9 浴槽水を循環使用している場合にあつては、1 週間に 1 回以上、循環させるための配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- 10 浴槽水を循環させる設備にあつては、吐出口付近に飲用できない旨の表示をする等浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- 11 ろ過器を使用している浴槽水又は 24 時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。ただし、原水（循環使用しないで供給される水をいう。以下同じ。）若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く第 1 号に掲げる基準を適用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件に知事が認めた場合にあつては、この限りでない。
 - (1) 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し 1 リットル中 0.2 ミリグラムから 0.4 ミリグラム程度までに保つこと。
 - (2) 測定結果は、検査の日から 3 年間保管すること。
- 12 消毒装置を設置している場合にあつては、その維持管理は、適切に行うこと。
- 13 集毛器を設置している場合にあつては、その清掃は、毎日行うこと。
- 14 洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯を貯留する槽を設置している場合にあつては、その清掃は、定期的に行う

こと。

15 水質検査については、次の基準によること。

(1) 水道水以外を使用した上がり用湯水並びにろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあっては1年に1回以上、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水にあっては1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合にあっては、1年に4回以上)レジオネラ属菌について検査を行うこと。

(2) 検査結果は、検査の日から3年間保管すること。

(3) 検査結果が2の項の基準を満たさない場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。

16 回収槽の水を浴用に供する場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素消毒等で消毒すること。

17 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等入浴上の注意事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

18 浴槽水を河川又は湖沼に排水する場合にあっては、環境保全のための必要な処理を行うこと。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第1条中公衆浴場法施行条例附則の次に別表を加える改正規定(同表1の項第15号から第21号までに係る部分に限る。)並びに第2条中旅館業法施行条例第2条の改正規定及び別表第1を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第57号

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例

島根県立ふるさとの森条例(平成5年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(行為の制限)

第9条 ふるさとの森において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。

(2) 物品の販売その他の営業活動をすること。

(3) 集会、競技会、展示会その他の催しをすること。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立宍道湖自然館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第58号

島根県立宍道湖自然館条例の一部を改正する条例

島根県立宍道湖自然館条例(平成12年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第7条を第19条とし、第6条を削る。

第5条中「納付された」を「納入された」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の4条を加える。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、宍道湖自然館への入館を拒否し、又は宍道湖自然館からの退去を命ずることができる。

- (1) 犬(身体障害者補助犬を除く。)又はその他の動物を伴う者
- (2) めいてい者、他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者その他宍道湖自然館内の秩序又は風俗を乱すおそれがある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、宍道湖自然館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第16条 指定管理者又は宍道湖自然館を利用する者は、故意又は過失により宍道湖自然館の施設、設備又は展示物を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった宍道湖自然館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第4条中「知事は、公益上特に必要があると認めるときは、」を「指定管理者は、規則の定めるところにより」に改め、同条を第13条とする。

第3条中「観覧しようとする者」の次に「(未就学児を除く。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 観覧料は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 観覧料は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

第3条を第12条とし、第2条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 宍道湖自然館の管理は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 宍道湖自然館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (2) 水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関連するものの展示及び調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、宍道湖自然館の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の申請等)

第5条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、宍道湖自然館の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、宍道湖西岸地域を拠点とする体験型学習施設として、地域特性を生かしたものと並びに住民のレクリエーション及び生涯学習に寄与するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、規則で定める日までに、宍道湖自然館の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 知事は、宍道湖自然館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が宍道湖自然館の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における宍道湖自然館の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第15条までの規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、知事はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第10条 宍道湖自然館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第11条 宍道湖自然館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌以降の最初の休日でない日)

(2) 12月28日から翌年の1月1日まで

別表中「(第3条関係)」を「(第12条関係)」に、「額」を「基準額」に、「知事」を「指定管理者」に、「場合」を「場合の観覧料」に改め、同表その他の者(未就学児を除く。)の項中「(未就学児を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立宍道湖自然館条例第6条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても同条例第5条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行後においてこの条例による改正前の島根県立宍道湖自然館条例の規定に基づき納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第59号

島根県立産業交流会館条例

島根県立産業交流会館条例（平成 5 年島根県条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、島根県立産業交流会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図るため、島根県立産業交流会館（以下「会館」という。）を松江市に設置する。

（業務）

第 3 条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 展示会、見本市、会議その他の催しのための施設及び設備の提供
- (2) 県内産業の振興又は地域の国際化に資する事業を行う団体のための事務室の提供
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

（指定管理者による管理）

第 4 条 会館の管理は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第13条第 1 項に規定する施設等の利用の承認に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会館の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の申請等）

第 6 条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第 7 条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、会館の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、会館の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第 8 条 指定管理者は、規則で定める日までに、会館の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第 9 条 知事は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第10条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若

しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が会館の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における会館の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第14条まで、第16条及び第17条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じてても、知事はその賠償の責めを負わない。

(利用時間)

第11条 会館の施設のうち次の表の左欄に掲げるものの利用時間は、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

区 分	利 用 時 間
大展示場 多目的ホール 小ホール 国際会議場 商談室 会議室 大会議室 特別会議室 特別室 屋外展示施設(知事が定める用途に利用する場合の一般駐車場又はテラスをいう。以下同じ。)	午前7時から午後10時まで(準備、撤去等の利用に限り、午後10時から翌日の午前7時までの間についても利用できる。)
一般駐車場	午前8時から午後10時まで

(休館日)

第12条 会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(利用の承認)

第13条 会館の施設及び設備で別表に掲げるもの(一般駐車場を除く。以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 会館の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理に支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第14条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は天災地変その他会館の管理上特に必要があると認めるときは、承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の規定により承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(一般駐車場の利用の制限)

第16条 指定管理者は、会館の一般駐車場の利用の目的、方法等が第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、駐車

を拒否することができる。

(利用料金)

第17条 利用者及び会館の一般駐車場を3時間を超えて利用する者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

4 指定管理者は、利用料金の減免又は還付をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者又は会館を利用する者は、故意又は過失により会館の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第5条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった会館の施設及び設備を速やかに原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 利用者は、施設等の利用が終わったときは、当該施設等を速やかに原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立産業交流会館条例(以下「改正後の条例」という。)第7条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立産業交流会館条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行後において改正前の条例の規定に基づき支払うべき利用料金については、なお従前の例による。

別表(第13条、第17条関係)

1 施設の基準額

(1) 大展示場等

区 分		基 準 額			
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時から午 後5時まで	その他の時間1 時間までごと
全面利用	平日	228,120円	304,160円	463,740円	76,040円
	休日等	273,740円	364,990円	556,480円	91,240円

大展示場	3 分の 2 利用	平日	160,650円	214,200円	323,440円	53,550円
		休日等	192,780円	257,040円	388,120円	64,260円
	3 分の 1 利用	平日	93,170円	124,230円	187,420円	31,050円
		休日等	111,800円	149,070円	224,900円	37,260円
多目的ホール	平日	41,760円	55,690円	81,390円	13,920円	
	休日等	50,110円	66,820円	97,660円	16,700円	
小ホール	平日	17,040円	22,710円	34,620円	5,670円	
	休日等	20,440円	27,250円	41,540円	6,800円	
国際会議場			81,280円	108,380円	166,210円	27,090円
商談室	301、302、303、304、305、 306、308、309、310		2,580円	3,440円	4,820円	850円
	307		2,890円	3,860円	5,360円	950円
	311		1,920円	2,570円	3,850円	640円
会議室	401		5,790円	7,730円	11,660円	1,920円
	402		1,620円	2,160円	3,220円	540円
	403		4,510円	6,020円	8,680円	1,490円
	404		3,550円	4,730円	6,640円	1,180円
大会議室	501		19,930円	26,570円	40,480円	6,640円
	601		17,990円	23,990円	36,730円	5,990円
特別会議室	602		8,700円	11,590円	17,450円	2,890円

備考

- 12月1日から翌年の1月31日までの間に、大展示場を利用する場合の基準額は、この表に定める基準額から、当該基準額の3割相当額を減額した額とする。
 - 入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収して、大展示場、多目的ホール又は小ホールを利用する場合で、その額（入場料の額に2以上の区分があるときは、そのうちの最高額）が3,000円を超えるときは、この表に定める基準額（前号の規定により減額をした場合には、減額した後の基準額とする。）の5割相当額を加算した額とする。
 - 休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう（(2)の表において同じ。）。
 - その他の時間とは、午前零時から午前9時まで、正午から午後1時まで（午前9時から午後5時までの間を連続して利用する場合を除く。）又は午後5時から午後12時までの時間をいう。
 - 第1号又は第2号において算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (2) その他

区 分		単 位	基 準 額
特別室		1時間までごと	5,460円
屋外展示施設	平日	1平方メートルにつき1日までごと	12円
	休日等	1平方メートルにつき1日までごと	14円
事務室		1平方メートルにつき毎月	2,530円
一般駐車場	3時間を超え8時間以内	1台につき1時間までごと	100円
	8時間を超える場合	1台につき30分までごと	100円
指定駐車場	屋内	1区画につき毎月	12,590円

屋外	1区画につき毎月	3,780円
----	----------	--------

備考

- 1 事務室の利用を開始した場合又は終了した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、その月の基準額は、日割計算による。
- 2 事務室の基準額には、共用部分の管理に関する費用を含まない。その費用を徴収する場合にあっては、知事が別に定めるところによる。
- 3 指定駐車場とは、事務室を利用する者に利用させるために指定管理者が指定する区画をいう。
- 4 指定駐車場の利用を開始した場合又は終了した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、その月の基準額は、1月分の額とする。

2 設備の基準額

区 分		単 位	基 準 額
冷暖房設備	大展示場	全面利用	1時間までごと 22,800円
		3分の2利用	1時間までごと 16,070円
		3分の1利用	1時間までごと 9,320円
	多目的ホール		1時間までごと 4,170円
	小ホール		1時間までごと 1,710円
その他設備器具		知事が定める単位	知事が定める額

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第60号

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条を第28条とし、第18条を第27条とし、第17条を削る。

第16条中「使用者が、」を削り、「施設等」を「、使用者がセンターの施設又は設備を、指定管理者がセンターの施設若しくは設備又はセンター外施設等」に改め、同条を第26条とする。

第15条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第21条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなったセンターの施設及び設備並びにセンター外施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第15条を第25条とし、第14条の次に次の10条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 センターの管理（次条第3号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

- (3) 島根県立高度情報化センター条例(平成11年島根県条例第9号)第3条に規定する島根県立東部情報化センター及び島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第2条第1項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるもの(以下「センター外施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、知事のみ権限に属する事務を除く業務(指定管理者の指定の申請等)

第17条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第15条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、規則で定める日までに、センターの管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第20条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第21条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者がセンターの管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるセンターの管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条及び第23条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、知事はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第22条 センターの開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者は、開館時間以外の時間にあっても使用することができる。

(休館日)

第23条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者は、休館日にあっても使用することができる。

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第16条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

別表中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立産業高度化支援センター条例第18条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても同条例第17条の規定の例により行うことができる。

島根県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第61号

島根県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条第1項の規定に基づき、県管理港湾の臨港地区内の分区の区域内における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「商港区」、「工業港区」、「漁港区」又は「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条第1項の規定により知事が指定した商港区、工業港区、漁港区又は修景厚生港区をいう。

(禁止構築物)

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものであるものは、この限りでない。

(罰則)

第4条 法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に建設中の構築物については、既に存する構築物とみなして、第3条の規定を適用する。

別表(第3条関係)

分 区	構 築 物
	(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。) (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他知事が指定する事業を行う者の事務所 (3) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行業又は保険業の店舗 (4) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設又は流通加工施設及びこれらの附帯施設

商港区	<p>(5) 港湾その他海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他共同利用施設</p> <p>(6) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他知事が指定するこれらに類する施設</p> <p>(7) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他流通業務施設</p> <p>(8) 港湾関係者のための宿泊施設、休憩所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設</p> <p>(9) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、入国管理局、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所及びこれらの附帯施設</p> <p>(10) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための宿泊施設、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店その他知事が指定する便益施設</p> <p>(11) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するガソリンスタンド</p>
工業港区	<p>(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第10号の 2 まで及び第12号に掲げる港湾施設</p> <p>(2) 原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業、電気事業、ガス事業、熱供給事業若しくはこれらの関連事業を営む工場又はこれらの事業の用に供する情報処理施設若しくは電気通信施設及びこれらの附帯施設</p> <p>(3) 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設</p> <p>(4) 前 2 号の施設に従事する者のための宿泊施設、休憩所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設</p> <p>(5) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、入国管理局、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所及びこれらの附帯施設</p> <p>(6) 第 2 号及び第 3 号の施設に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設</p>
漁港区	<p>(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号から第10号の 2 までに掲げる港湾施設</p> <p>(2) 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設又は給水施設</p> <p>(3) 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設</p> <p>(4) 漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設</p> <p>(5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設</p> <p>(6) 製氷工場、冷凍工場その他水産物加工工場及びこれらの附帯施設</p> <p>(7) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設</p> <p>(8) 漁業関係者のための宿泊施設、休憩所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設</p> <p>(9) 漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体又は業者の事務所</p> <p>(10) 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所及びこれらの附帯施設</p> <p>(11) 漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設</p>
	<p>(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号まで、第 8 号の 2、第 9 号及び第 9 号の 3 から第 10号の 2 までに掲げる港湾施設</p> <p>(2) 図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他知事が指定するこれ</p>

修景厚生港区	らに類する施設 (3) スポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設 (4) 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所及びこれらの附帯施設 (5) 宿泊施設、休憩所、店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設
--------	--

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第62号

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号及び第10条第 1 項中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第11条の 2 を第11条の 7 とし、第11条の次に次の 5 条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第11条の 2 法第27条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下「工作物等」という。）の保管を始めた日時及び保管の場所
- (2) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (3) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第11条の 3 法第27条第 5 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を島根県報に登載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第11条の 4 法第27条第 6 項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第11条の 5 法第27条第 6 項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（工作物等を返還する場合の手続）

第11条の 6 知事は、保管した工作物等を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第12条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第11条」を「第11条の6」に、「第23条第3項」を「第33条第4項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

第2条 島根県立都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条に次の1項を加える。

3 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けたものとみなす。

第4条を第3条とし、第5条及び第6条を削る。

第7条第1項第1号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同項第2号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第3号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同項第4号を削り、同条第2項ただし書中「返還」を「還付」に改め、同条を第4条とする。

第8条第1項中「規定によって」の次に「知事が」を加え、同項第2号中「附した」を「付した」に改め、同条第2項中「規定による」の次に「知事の」を加え、同条を第5条とする。

第9条中「条例による」の次に「知事の」を加え、同条を第6条とする。

第10条を第7条とし、第11条を第8条とし、第11条の2を第9条とし、第11条の3を第10条とし、第11条の4を第11条とする。

第15条を第35条とする。

第14条第1号中「第3条」を「第2条」に、「第12条」を「第15条」に、「第3条各号」を「第2条各号」に改め、同条第2号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第12条」を「第15条」に、「第4条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第3号中「第8条第1項」を「第5条第1項」に、「第12条」を「第15条」に改め、同条を第34条とする。

第13条を第33条とし、第12条の2を削る。

第12条中「第3条、第4条、第6条第1項、第7条（第1項第4号を除く。）及び第8条から第11条の6」を「第2条から第13条」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の17条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 都市公園の管理は、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表第4に掲げる有料公園施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「有料公園施設」という。）の利用の許可に関する業務
 - (2) 都市公園の維持管理に関する業務
 - (3) 県立浜山公園を利用したスポーツの普及振興に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
- （指定管理者の指定の申請等）

第18条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第16条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第19条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、都市公園の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、都市公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った都市公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、規則で定める日までに、都市公園の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第21条 知事は、都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が都市公園の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における都市公園の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第29条までの規定中指定管理者の権限とされているものについては、知事の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(利用日等)

第23条 有料公園施設の利用日及び利用時間は、別表第4のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これらを変更することができる。

(有料公園施設の利用許可)

第24条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料公園施設の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 都市公園の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 少年野球コーナーを利用しようとする場合で、観客から料金を徴収するとき又は硬式野球に利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理に支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第3条第1項第4号の許可を受けた者で有料公園施設を利用するものは、当該有料公園施設に係る同項の許可を受けたものとみなす。

(許可の取消し等)

第25条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は天災地変その他有料公園施設の管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(利用料金)

第26条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金は、別表第 5 に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、規則の定めるところにより利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第28条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により有料公園施設を利用することができなくなったとき。

(2) 指定管理者が、有料公園施設の管理上特に必要があるため第25条の規定により許可を取り消したとき。

(3) 利用者が、利用開始の前日指定管理者が定める日までに利用の中止を申し出たとき。

(入場の制限等)

第29条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、有料公園施設への入場を拒否し、又は有料公園施設から退去させなければならない。

(1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者

(2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、都市公園の管理上支障があると認められる者

2 指定管理者は、都市公園の管理上特に必要があると認めるときは、都市公園の全部又は一部について利用を禁止し、若しくは制限し、又は都市公園からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第30条 指定管理者又は都市公園を利用する者は、故意又は過失により都市公園の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第31条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第17条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第32条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第22条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった都市公園を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき、又は第25条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した有料公園施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

第11条の 7 を第14条とし、第11条の 6 を第13条とし、第11条の 5 を第12条とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「(第 7 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改め、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 中「(第 7 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改め、同表を別表第 2 とする。

別表第 4 中「(第 7 条関係)」を「(第 4 条関係)」に、「第 4 条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に、「第 4 条第 1 項第 2 号」を「第 3 条第 1 項第 2 号」に改め、同表を別表第 3 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 (第17条、第23条関係)

都市公園の名称	有料公園施設の名称	利 用 日	利 用 時 間	
県立浜山公園	野球場 テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時まで	
	少年野球コーナー 球技場 陸上競技場 補助競技場		午前8時30分から午後5時まで	
	体育館	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）を除く。	午前8時30分から午後9時まで	
県立石見海浜公園	テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時30分まで	
	ケビン		宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで
	オートキャンプサイト		休憩	午前11時から午後3時まで
県立万葉公園	和風野外音楽堂 和風休憩所 やすらぎの家	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後5時まで	
	オートキャンプサイト		宿泊	午後3時から翌日の午後2時まで
	オートキャンプサイト		休憩	午前10時から午後2時まで

別表第5中「（第7条関係）」を「（第26条関係）」に改め、別表第5の1の表中「有料公園施設使用料」を「有料公園施設の基準額」に改め、別表第5の1の(1)の表中「使用料」を「基準額」に改め、同表野球場の項から和風野外音楽堂の項までの規定中「使用する」を「利用する」に改め、別表第5の1の(2)の表中「使用料」を「基準額」に改め、同表テニスコートの項中「専用使用」を「専用利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表和風休憩所又はやすらぎの家の項中「使用する」を「利用する」に改め、別表第5の1の(3)の表中「使用料」を「基準額」に改め、同表の備考第1号中「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考第2号中「使用する」を「利用する」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同表の備考第3号中「使用する」を「利用する」に改め、別表第5の1の(4)のアの表（備考以外の部分に限る。）中「使用料」を「基準額」に、「専用使用」を「専用利用」に改め、同表メインアリーナの項及びサブアリーナの項中「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考第2号中「使用する」を「利用する」に、「使用料の額」を「基準額」に改め、同表の備考第3号中「専用使用」を「専用利用」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料の額」を「基準額」に改め、同表の備考第4号中「専用使用」を「専用利用」に、「使用について」を「利用について」に、「使用に係る」を「利用に係る」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考第5号中「使用

する」を「利用する」に、「使用料の額」を「基準額」に改め、別表第 5 の 1 の(4)のイの表(備考以外の部分に限る。)中「使用料」を「基準額」に、「専用使用」を「専用利用」に改め、同表トレーニング室の項中「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考第 2 号中「使用する」を「利用する」に、「使用料の額」を「基準額」に改め、同表の備考第 3 号中「専用使用」を「専用利用」に、「使用について」を「利用について」に、「使用に係る」を「利用に係る」に、「使用する」を「利用する」に改め、別表第 5 の 2 の表中「附属器具使用料」を「附属器具の基準額」に改め、同表使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改め、同表照明設備の項中「使用」を「利用」に改め、同表長机(体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る。)の項及び椅子(体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る。)の項中「使用する」を「利用する」に改め、同表冷暖房設備(専用使用の場合に限る。)の項中「専用使用」を「専用利用」に改め、同表の備考第 1 号中「使用」を「利用」に改め、同表の備考第 2 号中「使用する」を「利用する」に改め、別表第 5 の 3 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成17年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 2 条の規定による改正後の島根県立都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第 8 条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、第 2 条の規定の施行前においても改正後の条例第 7 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 第 2 条の規定の施行の前日に同条の規定による改正前の島根県立都市公園条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

4 第 2 条の規定の施行後において改正前の条例の規定に基づき納付すべき使用料については、なお従前の例による。

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第63号

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例

島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「教育委員会(以下「委員会」という。)は」を「前項に掲げる業務のほか」に改める。

第14条を第24条とし、第13条を第23条とし、第12条を削る。

第11条中「使用者が、」を削り、「施設等」を「武道施設の施設又は設備」に、「とき」を「もの」に改め、同条を第 22 条とする。

第10条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理をしなくなった施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

第10条を第21条とし、第 9 条を第18条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(入場の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、武道施設への入場を拒否し、又は武道施設から退去させなければならない。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、武道施設の管理上支障があると認められる者

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第 5 条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 条を第17条とし、第 7 条を第16条とする。

第 6 条第 2 項中「委員会」を「指定管理者」に、「第 4 条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同条を第15条とする。

第 5 条各号列記以外の部分中「委員会」を「指定管理者」に、「前条第 3 項」を「同条第 3 項」に改め、同条を第14条とする。

第 4 条第 1 項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同項第 4 号中「施設等」を「武道施設の施設又は設備」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、第 3 条の次に次の 9 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 4 条 武道施設の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会（以下「委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 武道施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武道施設の運営に関し委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請等)

第 6 条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、武道施設の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、県内のスポーツの振興に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、武道施設の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第 9 条 委員会は、武道施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が武道施設の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における武道施設の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条から第14条まで及び第19条の規定中指定管理者の権限とされているものは、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 武道施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 武道施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)の翌日

(3) 12月28日から翌年の1月4日まで

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、祝日が日曜日又は月曜日に当たるときにあってはその週の火曜日及び水曜日を、祝日が土曜日に当たるときにあっては翌週の月曜日及び火曜日を休館日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、休館日を変更することができる。

別表中「(第6条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立武道施設条例(以下「改正後の条例」という。)第7条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立武道施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第64号

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例

島根県立体育施設条例(昭和52年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条を第24条とする。

第13条(見出しを含む。)中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第23条とし、第12条を削る。

第11条中「使用者が、」を削り、「施設等」を「体育施設の施設又は設備」に、「とき」を「もの」に改め、同条を第22条とする。

第10条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなった施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

第10条を第21条とし、第9条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(入場の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒否し、又は体育施設から退去させなければならない。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、体育施設の管理上支障があると認められる者

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8条ただし書中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2号中「委員会」を「指定管理者」に、「第5条」を「第14条」に改め、同条第3号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第17条とする。第7条を第16条とする。

第6条第2項中「第3条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第5条中「委員会は、第3条第1項」を「指定管理者は、第12条第1項」に改め、同条第1号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2号中「第3条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第4条中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「施設等」を「体育施設の施設又は設備」に改め、同条を第13条とする。

第3条第1項中「体育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に、「島根県教育委員会（以下「委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 体育施設の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会（以下「委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 体育施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関し委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請等)

第5条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、体育施設の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、県内のスポーツの振興に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、体育施設の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 委員会は、体育施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が体育施設の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における体育施設の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条から第14条まで及び第19条の規定中指定管理者の権限とされているものは、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(開場時間)

第10条 体育施設の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休業日)

第11条 体育施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)の翌日
 - (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、祝日が日曜日又は月曜日に当たるときにあってはその週の火曜日及び水曜日を、祝日が土曜日に当たるときにあっては翌週の月曜日及び火曜日を休業日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、休業日を変更することができる。

別表第1中「(第6条関係)」を「(第15条関係)」に改め、別表第1の1の備考第4号及び第5号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第15条関係)」に改め、別表第2の1の備考第5号及び第6号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表第3中「(第6条関係)」を「(第15条関係)」に改め、別表第3の1の備考第3号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立体育施設条例（以下「改正後の条例」という。）第6条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第5条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

島根県立ライフル射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第65号

島根県立ライフル射撃場条例の一部を改正する条例

島根県立ライフル射撃場条例（昭和54年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「島根県教育委員会（以下「委員会」という。）」を「次条に規定する指定管理者」に改める。

第15条を第25条とする。

第14条（見出しを含む。）中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第24条とし、第13条を削る。

第12条中「使用者が、」を削り、「とき」を「もの」に改め、同条を第23条とする。

第11条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなった射撃場の施設及び設備を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

第11条を第22条とし、第10条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（入場の制限）

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、射撃場への入場を拒否し、又は射撃場から退去させなければならない。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、射撃場の管理上支障があると認められる者

（秘密保持義務）

第21条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第5条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第9条ただし書中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2号中「委員会」を「指定管理者」に、「第6条」を「第15条」に改め、同条第3号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第18条とする。第8条を第17条とする。

第7条第2項中「第4条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第6条中「委員会は、第4条第1項」を「指定管理者は、第13条第1項」に改め、同条第1号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2号中「第4条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第5条中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第4条第1項中「射撃場の射撃施設及び設備（以下「射撃施設等」という。）」を「射撃施設等」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、第3条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第 4 条 射撃場の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会（以下「委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 射撃場の射撃施設及び設備（以下「射撃施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 射撃施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 射撃場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 射撃場を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、射撃場の運営に関し委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請等)

第 6 条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、射撃場の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、県内のスポーツの振興に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、射撃場の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、射撃場の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第 9 条 委員会は、射撃場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 10 条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が射撃場の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における射撃場の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条から第 15 条まで及び第 20 条の規定中指定管理者の権限とされているものは、委員会の権限とする。

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(開場時間)

第 11 条 射撃場の開場時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休業日)

第 12 条 射撃場の休業日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)の翌日

(3) 12月28日から翌年の1月4日まで

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、祝日が日曜日又は月曜日に当たるときにあってはその週の火曜日及び水曜日を、祝日が土曜日に当たるときにあっては翌週の月曜日及び火曜日を休業日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、休業日を変更することができる。

別表中「(第7条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立ライフル射撃場条例(以下「改正後の条例」という。)第7条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立ライフル射撃場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第66号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「島根県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第5条第1号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第9条を削る。

第10条(見出しを含む。)中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第67号

島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部を改正する条例

島根県立八雲立つ風土記の丘条例(昭和47年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条を第21条とし、第8条を第20条とし、第7条を削る。

第6条中「何人も、」を削り、「又は設備」を「、設備、展示物又は史跡」に、「とき」を「もの」に改め、同条を第

17条とし、同条の次に次の2条を加える。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった風土記の丘を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

第5条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「入館者」を「資料館に入館しようとする者(未就学児を除く。)」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の4条を加える。

(入館料の減免)

第13条 委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(入館料の不還付)

第14条 既に納付された入館料は、還付しない。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資料館等への入館を拒否し、又は資料館等からの退去を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっている者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 資料館等の施設、設備又は展示物を損壊するおそれがある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、資料館等の管理上支障があると認められる者

(行為の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、風土記の丘からの退去を命ずることができる。

- (1) 広告又は宣伝のための貼り紙等をした者
- (2) 行商、募金その他これに類する行為をした者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、風土記の丘の管理上支障があると認められる者

第3条及び第4条を削る。

第2条に次の1項を加える。

2 風土記の丘の出土品その他これらに関連する資料(以下「資料」という。)の展示及び史跡の活用のための拠点施設として、風土記の丘に次に掲げる施設(以下「資料館等」という。)を設置する。

- (1) 八雲立つ風土記の丘資料館(以下「資料館」という。)
- (2) ガイダンス山代の郷
- (3) 山代二子塚古墳土層見学施設

第2条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 風土記の丘の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会(以下「委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資料館の入館料の徴収に関する業務
- (2) 風土記の丘の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- (3) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、風土記の丘の運営に関する事務のうち、委員会が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請等)

第5条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、風土記の丘の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、風土記の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、風土記の丘の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 委員会は、風土記の丘の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が風土記の丘の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における風土記の丘の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条、第11条、第15条及び第16条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(資料館等の開館時間)

第10条 資料館等の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(資料館等の休館日)

第11条 資料館等の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、休館日を変更することができる。

別表中「(第5条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表その他の者(未就学児を除く。)の項及び同表の備考の3中「(未就学児を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の島根県立八雲立つ風土記の丘条例(以下「改正後の条例」という。)第 6 条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第 5 条の規定の例により行うことができる。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立八雲立つ風土記の丘条例の規定によって行われた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第68号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

本則の表島根県三成警察署の項を削り、同表島根県木次警察署の項名称の欄中「島根県木次警察署」を「島根県雲南警察署」に改め、同項管轄区域の欄中「雲南市大東町、加茂町及び木次町」を「雲南市 仁多郡 飯石郡」に改め、同表島根県掛合警察署の項を削り、同表島根県出雲警察署の項管轄区域の欄中「簸川郡(大社町を除く。)」を「平田市 簸川郡」に改め、同表島根県平田警察署の項及び島根県大社警察署の項を削り、同表島根県大田警察署の項管轄区域の欄中「大田市」を「大田市 邇摩郡」に改め、同表島根県温泉津警察署の項を削り、同表島根県西郷警察署の項名称の欄中「島根県西郷警察署」を「島根県隠岐の島警察署」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則の表島根県西郷警察署の項の改正規定は、平成16年11月 1 日から施行する。

